

佐賀市生ごみ等減量促進業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月19日

佐賀市

# 目次

1	概要	2
2	事業及びプロポーザル	2
2-1	業務内容	2
2-2	プロポーザル対象	3
2-3	応募条件等	3
2-4	事業者の選定	4
2-5	日程及び手続き	4
2-6	提案書の提出	5
3	事務局	6

## 1 概要

本市では、平成27年3月に策定した「佐賀市一般廃棄物処理基本計画」（令和2年3月改定）において、家庭ごみ1人1日当たりのごみ排出量を、令和6年度までに平成25年度比で9%削減（62グラム/人日削減）することを目標としている。

当該目標を達成するためには、家庭ごみの中で約8割を占める燃えるごみの減量を重点的に進めていく必要がある。

具体的な取り組みとして、市民を対象に燃えるごみの中で最も多くの割合を占める生ごみについて、堆肥化等による減量を進め、その他燃えるごみの減量につながる啓発（紙類のリサイクルや使用済み天ぷら油のリサイクル、マイバッグ持参など）を行う。

本事業は、これらの取組みが市民へ浸透し継続して実践されるよう、生ごみの堆肥化や家庭ごみの減量方法に精通した法人その他の団体等へ委託して、市内各地での体験型講座の開催や継続に向けたサポートなどを行うものである。

なお、本プロポーザルは、「佐賀市生ごみ等減量促進業務」の「受託優先交渉権者」を選定するために実施するものである。

## 2 事業及びプロポーザル

### 2-1 業務内容

#### (1) 事業名

佐賀市生ごみ等減量促進業務

#### (2) 業務内容

##### ① ごみ減量講座について

##### (ア) 内容

- ・ライフスタイルに応じた3Rに関する講座
- ・生ごみ堆肥化に関する体験型講座

##### (イ) 開催方法及び開催回数

- ・定期講座及び出向き講座合わせて 年64回以上

なお、定期講座は、月2回以上（2会場以上）開催し、参加者がごみ減量の取り組みを継続して実践できるような啓発内容とする

また、出向き講座は、4つ以上のメニューを用意する。

- ・イベントへの出展 年3回以上

##### ② 生ごみ処理容器を使った生ごみ減量を継続する上での問題解決など、相談対応・サポートの実施

##### ③ 佐賀市が行うごみ減量事業との連携

以下の事業について、企画から実施まで佐賀市と連携して行う。

- (ア) 市民向けのごみ減量啓発事業
- (イ) 食品ロス削減マッチングサービス等のごみ減量の取組み
- (ウ) 環境イベント等での3Rに関する情報発信

なお、その他の佐賀市が行うごみ減量事業についても積極的に協力する。

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### (4) 予算額

8,250千円（消費税及び地方消費税込み）以内

### (5) その他

#### ① 備品の購入

原則として、事業費での備品購入は認めない。

#### ② 委託費返還等の権利

提案された内容及び応募条件等に反した場合、又は提出書類に事実と異なる記載があった場合には、市は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

## 2-2 プロポーザル対象

### (1) 業務遂行のための体制

- ① 本業務への従事者数や、本業務に関わる業務の経験の有無（有りの場合は、その内容）
- ② 役割分担
- ③ 勤務体制、就業時間

### (2) ごみ減量講座の実施計画

- ① 講座の内容  
タイトル、内容など
  - ② 定期講座の開催予定地、年間計画
  - ③ 出向き講座の募集方法
- (3) 家庭で生ごみ処理容器を使った生ごみ減量を継続させるための提案  
問題点やその解決方法、サポート体制など
- (4) 市民層向けのごみ減量啓発の提案
- (5) 環境イベント等での出展内容の提案

## 2-3 応募条件等

### (1) 応募資格

環境の保全を図る活動に従事し、団体及び活動の本拠を佐賀市内に置く法人その他の団体等で、上記2-2に掲げる委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有

するものとする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は応募できない。

(2) 応募に関する費用負担

応募に際して必要な費用は、応募者負担とする。

(3) 複数提案の禁止

応募者が提案できるのは、1つの提案のみとする。

(4) 他の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

## 2-4 事業者の選定

(1) 審査

佐賀市生ごみ等減量促進業務審査要領により、佐賀市生ごみ等減量促進業務審査委員会が審査を行う。

(2) 審査基準

- (a) 一般廃棄物処理基本計画等、佐賀市の施策に沿っているか
- (b) 業務内容に関する理解はあるか
- (c) 提案内容について、具体性があり実現可能か
- (d) 提案内容について、手法等が的確か
- (e) 業務を行うに当たっての担当予定者の人数及び体制が適正か
- (f) 見積額が適当か

(3) 選定手続き

選定は、一次審査及び二次審査により行う。

一次審査：提出書類による書類選考

二次審査：一次審査通過者によるプレゼンテーション

(4) 審査結果の通知

一次審査及び二次審査の審査結果は、個別に通知する。

(5) 選定から契約まで

受託優先交渉権者選定後は、事務局と業務詳細について契約内容に関する協議が整った場合、契約を締結する。

(6) その他

契約内容に関する協議が整わないとき又は契約締結までに受託優先交渉権者若しくはその構成員のいずれかが事業参加の要件を欠いたときは、本市は、審査結果の次点のものと順次協議を行うことができる。

## 2-5 日程及び手続き

(1) 日程

- ① 公募開始：令和6年3月22日（金）
- ② 参加表明書提出期限：令和6年3月28日（木）午後5時まで
- ③ 質問受付期間：令和6年3月29日（金）午後5時まで

- ④ 質問への回答：令和6年4月2日（火）午後5時までに回答
  - ⑤ 提案書等提出期限：令和6年4月3日（水）午後5時まで
  - ⑥ 一次審査結果通知：令和6年4月5日（金）予定
  - ⑦ 二次審査（プレゼンテーション）  
令和6年4月10日（水）から令和6年4月12日（金）予定
  - ⑧ 二次審査結果通知  
令和6年4月11日（木）から令和6年4月15日（月）予定
- (2) 実施要領等の配布  
本プロポーザルに係る実施要領及び様式は、市ホームページに掲載する。
- (3) 参加申込み
- ① 申込期間  
令和6年3月22日（金）から令和6年3月28日（木）午後5時まで
  - ② 申込様式：参加表明書（様式第1号）
  - ③ 申込方法  
佐賀市循環型社会推進課へ持参し、提出する。
- (4) 質問の受付及び回答について  
提案書等に関する質問への回答は、参加表明者全員に電子メールにて行う。  
問い合わせ先メールアドレス：[junkan@city.saga.lg.jp](mailto:junkan@city.saga.lg.jp)  
受付期間：令和6年3月22日（金）から令和6年3月29日（金）午後5時まで

## 2-6 提案書等の提出

- (1) 提出物及び提出部数
- ① 提案書（第2号様式）正本1部  
提案書付属書類（各1部）
    - ・主要業務実績書（第4号様式）
    - ・法人設立趣旨書（法人格を有する団体の場合）
    - ・定款（団体規約）等
    - ・役員名簿
    - ・事業計画書
    - ・活動予算書
    - ・履歴事項全部証明書（または登記簿謄本）
    - ・財産目録
    - ・その他団体周知のための資料
    - ・暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）
  - ② 企画書（自由様式）正本1部、副本7部、電子媒体（CD-R）1部
  - ③ 費用見積書（第3号様式）正本1部、副本7部  
見積に係る積算内訳書を別途添付すること。（様式任意）  
※提出書類に関する注意事項

- ・企画書は提案する業務内容が具体的に分かるように記載すること。
- ・企画書はA4縦・横書き、MSワード/パワーポイント/エクセルで作成し、印刷物を原則とする。
- ・費用見積書（第3号様式）を記載する際は、令和6年4月15日（月）から令和7年3月31日（月）までの期間に業務を行うものとして積算すること。
- ・提出物は、原則として返却しません。
- ・提出後、提案書等の書類について、記載漏れや変更がある場合、記載事項変更届（第5号様式）を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年4月3日（水）の午後5時まで

(3) 提出場所

佐賀市循環型社会推進課

(4) 提案書に関するプレゼンテーション

令和6年4月10日（水）～ 令和6年4月12日（金）予定

### 3 事務局

佐賀市環境部循環型社会推進課 3R推進係

担 当：羽立、大園

〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地 佐賀市清掃工場内

電話番号：0952-30-2430 FAX番号：0952-30-2494

メールアドレス：junkan@city.saga.lg.jp

第1号様式

参加表明書

年 月 日

佐賀市長 様

郵便番号  
住所（所在地）  
団体名  
代表者名

㊞

佐賀市が実施する生ごみ等減量促進業務公募型プロポーザルに応募したいので、「佐賀市生ごみ等減量促進業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき参加表明書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及び佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱に規定する暴力団等に該当しない者であることを誓約します。

項 目		内 容
団体名		
所在地		
電話番号		
E-mail		
代 表 者	氏名（フリガナ）	
	電話番号	
	E-mail	
担 当 者	氏名（フリガナ）	
	電話番号	
	E-mail	



第2号様式

「佐賀市生ごみ等減量促進業務公募型プロポーザル」提案書

年 月 日

佐賀市長 様

郵便番号

住所（所在地）

団体名

代表者名

⑩

佐賀市が実施する生ごみ等減量促進業務公募型プロポーザルに応募したいので、「佐賀市生ごみ等減量促進業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき下記書類を添えて提案書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び提出書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 提案書付属書類（各1部）
  - ・主要業務実績書（第4号様式）
  - ・法人設立趣旨書（法人格を有する団体の場合）
  - ・定款（団体規約）等
  - ・役員名簿
  - ・事業計画書
  - ・活動予算書
  - ・履歴事項全部証明書（または登記簿謄本）
  - ・財産目録
  - ・その他団体周知のための資料
  - ・暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）
- 2 企画書（自由様式） 正本1部、副本7部
- 3 費用見積書（第3号様式）及び見積に係る積算内訳書 正本1部、副本7部
- 4 電子媒体（CD-R）1部 2の内容を記録したもの

第3号様式

費用見積書

佐賀市長 様

郵便番号  
住所（所在地）  
団体名  
代表者名

㊞

佐賀市生ごみ等減量促進業務について、下記のとおり見積もります。

記

- 1 業 務 名： 佐賀市生ごみ等減量促進業務
- 2 見積価格： \_\_\_\_\_円（消費税相当額を含む）

（内訳） 人件費 \_\_\_\_\_円

業務費 \_\_\_\_\_円

事務費 \_\_\_\_\_円

消費税および地方消費税額  
\_\_\_\_\_円

※ 見積に係る積算内訳書を別途添付してください（様式任意）

第4号様式

主要業務実績書

項 目	内 容
主要業務名称	
業務内容	

第5号様式

「佐賀市生ごみ等減量促進業務公募型プロポーザル」提案書等記載事項変更届

年 月 日

佐賀市長 様

郵便番号  
住所（所在地）  
電話番号  
団体名  
代表者名

印

下記のとおり変更したので届け出ます。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

- ※1 人名変更の場合は、フリガナを記入してください。
- 2 変更内容を証明できる書類を添付してください。

第6号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀市長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

㊟

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日